

2024（令和6年）年3月28日

公立大学法人兵庫県立大学大学院  
緑環境景観マネジメント研究科  
研究科長 藤原 道郎 殿

公益社団法人日本造園学会  
会長 柳井 重人

2023年度 環境・造園系専門職大学院認証評価結果について

2022年（令和4年）12月5日付けにて貴校より申請のあった「環境・造園系専門職大学院認証評価」について、審査を行った結果を別紙「2023年度 環境・造園系専門職大学院認証評価 総括」、「2023年度 環境・造園系専門職大学院認証評価 評価報告書」の通り通知いたします。

2023 年度

環境・造園系専門職大学院認証評価

総 括

公益社団法人 日本造園学会

令和 6 (2024) 年 3 月 28 日

## 令和 5(2023)年度環境・造園系専門職大学院認証評価総括

専門職大学院認証評価審査委員会

自己評価書（令和 5(2023)年 6 月 30 日版）ならびに調査報告書（二次）に基づき審査を実施した。

本研究科における教育研究上の目的については、学則に明記されるとともに、学内外に公開されていることを確認した。本研究科の目的と専門職大学院の学習・教育目標との関係については、基礎・応用・発展の三段階からなるカリキュラムが設定されており、とくに応用科目を中心に実務家教員による科目が配置され、産業界との連携が積極的にはかかれていることを確認した。また、新たな授業評価システム（ユニバーサルパスポートシステム）が導入され、継続的な授業改善の取り組みが実施されていることを確認した。教職員による手厚い学習支援、卒業生や社会とのネットワークを生かした充実した就職支援、学内の充実した施設インフラは、在校生や修了生から好評を得ており、本研究科の特性として高く評価された。

一方で、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）ならびに専門職大学院の学習・教育目標のシラバスへの記載とそれに基づく成績評価について、なお一層の徹底が期待される。また、学生便覧、シラバス、研究科ホームページ等における重要用語の表記の統一、適切なオフィスアワーの設定、継続的な教育改善に係る組織の規定や検討の記録、専任教員の半数以上を教授とする原則等についても、一層の徹底が期待される。屋内外の施設・設備については、現地調査を通じて十分な内容が確認されたものの、通信環境の時代に即した最適化や専門性の高いソフトウェアの利用者数に応じた数量の導入、夜間の安全面や防犯面等について、さらなる改善が望まれる事案も見受けられた。

このように、評価基準項目の中には、「A 判定」とした項目がある一方、引き続き今後の推移を観察する必要がある「B 判定」となった項目も数箇所認められた。これらの項目については、本研究科に対し、その継続的な改善の取り組みについて、認証後も自己研鑽に努めて必要な対応を行い、教育研究活動のさらなる発展と充実につなげることを期待したい。

以上、専門職大学院認証評価審査委員会は、「兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科」における教育活動が、環境・造園系専門職大学院評価基準のすべての項目にわたり一定の水準を満たしていると認め、「適格」と判断した。

2023 年度

環境・造園系専門職大学院認証評価

評価報告書

公益社団法人 日本造園学会

評価報告書

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
1		<b>第1章 目的と学習・教育目標</b>		
1-1		目的		
1-1-1	法	環境・造園系専門職大学院は、当該分野において学術の理論および応用を教授し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすることを学則等に定め、教員にその内容が理解されていること。	A	
1-1-2	法	環境・造園系専門職大学院においては、その目的を学内に周知し、学外に公開していること。	A	
1-1-3	重	上記1-1-1及び1-1-2を追求する適切な取り組みに務めていること。	A	
1-2		学習・教育目標		
1-2-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、以下の内容を含む学習・教育目標を定め、教員及び学生に周知し、学外に公開されていること。	B	・学習・教育目標と卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)が公開されていることは確認されたが、これらが別々の箇所で開催されている。公開資料にて、この2つが対応していることがわかりにくくなっており、学生・教職員への周知方法に懸念がある。今後の継続的な改善が望まれる。
1-2-2	重	目的および学習・教育目標が、環境・造園系専門職大学院の教育を通じて、達成されていること。	B	・学習・教育目標の達成度が評価されていることは確認できたが、その結果が学生にも開示されることが望ましい。
2		<b>第2章 教育課程</b>		
2-1		教育内容		
2-1-1	法	環境・造園系専門職大学院は、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」)に基づき、産業界等と連携しつつ、学生に学習・教育目標を達成できるようにカリキュラムが体系的に設計され、適切な科目が配置されていること。それらの内容が受審校に関わる学生及び教員に開示されていること。	B	・3つの方針に基づき、産業界と連携しつつ、カリキュラムが体系的に設計され開示されていることは確認されたが、学生・教職員への周知の方法に懸念がある。例えば、シラバスではディプロマ・ポリシーが記号(DP1, DP3など)で示されているが、学生便覧ではそのような記号が使われていないなど、各種媒体において用語が統一されていない。
2-1-2	法	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、適切な教育方法と授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	B	・シラバスでは、当該科目がどの学習・教育目標に対応しているかが示されていない科目や、専門職大学院の学習・教育目標であるかがわかりにくい記載になっている科目が散見される。今後の継続的な改善が望まれる。

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
2-1-3	法	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、学生および教員に開示していること。またそれに従って教育および成績評価を実施していること。	A	
2-1-4	法	各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。	A	
2-2		教育方法		
2-2-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、少人数による密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。	A	
2-2-2	法	環境・造園系専門職大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。 (1)効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。 (2)授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	A	
2-2-3	法	環境・造園系専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。	A	
2-3		成績評価および課程の修了認定		
2-3-1	法	学習の成果に係る評価(以下「成績評価」という)が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、成績評価の基準が設定されかつ学生に周知されていること。	B	・当該科目がどの学習・教育目標に対応しているか、成績評価の基準がどのようになっているかがシラバスに示されていない科目が一部にあるため(2-1-2)、学習・教育目標に対応した成績評価の確実な実施に懸念がある。今後の継続的な改善が望まれる。
2-3-2	法	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や受審校の学習・教育目標に対して適切に設定していること。	A	
2-3-3	法	学生が在籍する環境・造園系専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、環境・造園系専門職大学院における単位を認定する場合は、環境・造園系専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないことかつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	A	

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
2-3-4	法	<p>環境・造園系専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いを行うことができる。</p> <p>(1)教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。</p> <p>(2)上項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する等の場合、これを準用すること。</p> <p>(3)教育上有益であるとの観点から、当該環境・造園系専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1)による単位と合わせて環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。</p>	A	
2-3-5	法	<p>環境・造園系専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職大学院設置基準第6条の3に該当する他の大学院と連携して授業科目(連携開設科目)を開設できる。連携開設科目は、専門職大学院設置基準第6条の3に定められた方針に沿うことで、当該環境・造園系専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	A	
3		<b>第3章 入学者選抜</b>		
3-1		<b>入学者選抜</b>		
3-1-1	法	<p>環境・造園系専門職大学院は、入学者選抜について、公平性・透明性の確保を前提とし、環境・造園系専門職大学院の理念・目的に照らし、アドミッションポリシーを定め、学内外に公開していること。それを反映した選抜基準および選抜手続きを明確に規定していること。</p>	A	
3-1-2	法	<p>入学者選抜が、選抜基準および選抜手続きに従って実施されていること。</p>	A	
3-1-3	法	<p>学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立され、運用されていること。</p>	A	

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
3-1-4	法	入学者選抜にあたって、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されている。	A	
3-2		収容定員と在籍者数		
3-2-1	法	環境・造園系専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対してバランスを失っていないこと。	A	
4		<b>第4章 学生への支援体制</b>		
4-1		学習支援		
4-1-1	重	学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、または、教育の成果をあげるために、環境・造園系専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制が適切に整備されていること。	B	・オフィスアワーについて、半数の教員が「随時受け付けている」等の記載がなされているが、実際には授業や演習等で対応できない時間帯があると考えられる。学生が混乱しないような書き方が必要である。また、オフィスアワーとしては遅い時間帯(18~19時)の記載があるが、17時(遅くても18時)までの設定が望ましい。 ・学生への指導体制は整えられているが、指導する学生の人数に偏りが見られることから、学生への助言体制の工夫が必要である。
4-2		生活支援		
4-2-1	重	学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が適切に整備されていること。	A	
4-2-2	重	学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が適切に整備されていること。	A	
4-3		就業支援		
4-3-1	重	学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に環境・造園の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供および指導・助言体制が適切に整備されていること。	A	
4-4		障害のある学生に対する支援		
4-4-1	重	身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設および設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制が適切に整備されていること。	A	
5		<b>第5章 教員組織</b>		
5-1		教員の資格と評価		
5-1-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、各研究科及び専攻の種類並びに規模に応じ、教育上必要な教員が置かれ、かつ教員と事務職員等からなる教育研究実施組織が編成されていること。なお、教育研究実施組織の編成は、新たな組織や人員の配置を求めるものではない。	A	

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
5-1-2	重	基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当しかつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1)当該専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者。 (2)当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。 (3)当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。	A	
5-1-3	重	教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実践を架橋する環境・造園系高度専門職教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検および自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。	A	
5-1-4	重	基準5-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も、自己点検および自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。	A	
5-1-5	重	教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。	A	
5-2		専任教員の配置		
5-2-1	法	専任教員の数は、法令上の基準を遵守していること。	A	
5-2-2	法	5-2-1で専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる環境・造園系専門職大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。	A	
5-2-3	法	基準5-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。	B	・現時点で一時的に教員総数15名に対して教授が7名と半数以下となっているが、2～3年以内に教授の採用や教授への内部昇任について、具体的に進められており、今後、予定通り人事計画が実行されることが期待される。
5-2-4	追	環境・造園系専門職大学院は、それぞれの教育の理念および目的を実現するために必要と認められる場合には、基準5-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。	A	
5-3		研究者教員の配置		

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
5-3-1	重	研究者教員(5-4-1で規定する実務家教員以外の教員)は、教育歴を有しかつ担当する授業科目にかかる高度の研究能力を有するものであること。	A	
5-4		実務家教員の配置		
5-4-1	法	基準5-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有しかつ高度な実務の能力を有するものであること。	A	
5-4-2	追	基準5-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していることが望ましい。	A	
5-5		専任教員の担当科目の比率		
5-5-1	法	環境・造園系専門職大学院における教育上必要と認められる科目については、原則として当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されていること。	A	
5-5-2	法	専攻の教育水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員構成で、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮されていること。	B	・現時点で一時的に特定の範囲の年齢への偏りが見られるが、2~3年以内に新規の若手教員の採用について具体的に進められており、今後、予定通り人事計画が実行されることが期待される。
5-6		教員の教育研究環境		
5-6-1	追	環境・造園系専門職大学院の教員の授業負担は、年度ごとに適正な範囲にとどめられていることが望ましい。	A	
5-6-2	追	環境・造園系専門職大学院の専任教員には、その教育上、研究上および管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるなど対策が講じられていることが望ましい。	A	
5-7		教育上及び研究上の職務を補助する職員の配置		
5-7-1	法	環境・造園系専門職大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が置かれていること。	A	
5-7-2	法	環境・造園系専門職大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(基準7-1-3に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることとその他必要な取り組みを行っていること。	B	・職員に必要な知識及び技能を習得させる研修は、実施されているが、研修への参加者に偏りが見られ、また、一部の実施記録が確認できない研修もある。今後、さらに職員の研修の機会と参加者の偏りを改善するための仕組みを検討し、その実施と記録の充実が望まれる。
6		<b>第6章 施設、設備および図書館等</b>		

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
6-1		施設の整備		
6-1-1	法	環境・造園系専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学習、その他当該環境・造園系専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室、その他の施設が備えられていること。	A	
6-2		設備の整備		
6-2-1	法	環境・造園系専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の専門性の高いソフトウェアについて使用可能なPCが限られることから改善が望まれる。</li> <li>・屋内外におけるWiFi等の通信環境の充実が望まれる。</li> <li>・屋外が夜間暗く歩行・防犯上の改善が望まれる。</li> </ul>
6-3		図書館の整備		
6-3-1	法	図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。また、図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。	A	
7		<b>第7章 教育改善</b>		
7-1		教育内容等の改善措置		
7-1-1	法	環境・造園専門職大学院は、社会の要請を踏まえた教育の成果の評価に基づく、学習・教育目標や授業科目およびカリキュラム等の見直しを、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて実施していること。	A	
7-1-2	法	環境・造園系専門職大学院は、教育の内容および方法等を改善するための仕組みを有していること。	A	
7-1-3	法	上記の仕組みを基に改善の取り組みが、組織的かつ継続的に行われ、その改善結果を学外に公開していること。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕組みを担保しているFD委員会の実施記録の充実が望まれる。</li> </ul>
7-1-4	法	環境・造園系専門職大学院は、過去に実施された自己点検・評価並びに認証評価の結果を踏まえ、教育の内容及び方法等についての見直しを組織的かつ継続的に行うことにより、その水準の向上が図られていること。	A	